

営農ウィークリーNEWS

向島野菜出荷研究部 共販レタスの圃場巡回を実施



圃場巡回の様子

3月21日にJA京都中央向島野菜出荷研究部の役員と市場関係者とJA担当者で、共販レタスの圃場巡回を実施しました。

本年は、定植時期の1月～3月中旬が寒い日が多かったため、例年の出荷時期に比べて遅くれがあるかどうか、レタスの生育状況を確認するため、研究部会員全員で行う4月上旬の巡回に先駆けて、行われました。

生育は若干遅れているものの、4月上旬からの出荷の可能性は高いと判断され、本巡回の時に出荷時期の確認を行うことになりました。

—TAC information—

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金

グリーンな栽培体系への転換サポート事業 現地調査会



3月24日 当JA淀支店にて、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業 グリーンな栽培体系への転換サポート事業 現地調査会が行われました。

今回は、府内優良事例を農政局が確認するため実施されました。

当日は、営農販売課の佐藤聖也担当から、京おくら産地化への取組についての報告があり、その内容も含めて今回の事業での取組について、近畿農政局より質問がありました。

京おくら産地化への取組については、非常によい取り組みであると感心されており、これからもこの事業を活用し、技術の検証を行い、産地の発展に尽力してほしいと、激励をいただきました。



JA京都中央

令和7年3月25日 NO.748 齊藤篤

京都市農業経営安定支援事業補助金

補助対象事業

農業経営改善や供給力強化に資する機器・設備の導入又は修繕等

➢ 購入費、修繕費、施工費（機器・設備の設置等に必要な最小限度のもの）等

- ※ 10万円以上の機器・設備を導入する場合は、2者以上の業者の価格比較が必要です。
- ※ 中古の場合は、残耐用年数がおおむね3年以上のものに限りです。
- ※ レンタル・リースは対象外です。

【例示】

① 生産増・コスト低減につながる機器・設備の導入又は修繕等経費

- (1) 農業用機械・設備
トラクター、コンバイン、運搬車、薬剤散布機、動力噴霧器、肥料散布機、移植機、
畝立て機等のアタッチメント、水管理システム等のICT機器、生産用ハウス、ヒート
ポンプ、細霧冷房機、循環扇、作業環境改善機器（アシストスーツ、空調服等）等
- (2) 水中ポンプ施設（施工費を含む）
- (3) 鳥獣被害防護柵（今回、施工費も対象にしています。（資材のみ可））

② 流通・販売の改善につながる機器・設備の導入又は修繕等経費

- (1) 出荷・調製・加工に係る機器・設備
洗浄機、乾燥機、皮むき機、選果機、包装機、保冷库、加工施設 等
- (2) 販売に係る機器・設備
農産物用自動販売機（新紙幣対応のユニット交換等を含む） 等

補助対象者

- ・ 認定農業者
- ・ 認定新規就農者

※ 事業報告時点で京都市在住、もしくは、京都市内に営農地がある以下のいずれかによる認定を受けている方を対象とします。
<京都市長、京都府知事、近畿農政局長、農林水産大臣>
※ ただし、経営開始資金又は農業次世代人材投資資金（経営開始型の交付期間中のため、農業経営改善計画の認定を受けられない方は、本事業の対象とします。

補助率

4/5以内

※ 補助申請の総額が予算の上限に達した場合は、減額となる可能性あります。

補助上限

個人
100万円
法人
150万円

補助事業の実施期間

令和7年3月1日(土)～令和8年1月31日(土)

申請方法

持参又は郵送により、申請を受け付けます

※ 申請・問合せ先は裏面に記載

申請期間

令和7年4月14日(月)～6月13日(金)

※ 当日消印有効

申請書

ホームページからダウンロードいただけます。

URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankam/page/0000338417.html>

📄 京都市農業経営安定支援事業補助金 で検索！

👉 詳細は裏面へ

申請書以外に必要な添付書類

必要な添付書類（コピー可）	
共通	☐ 各経費の見積書又は領収書等経費が分かる書類 （10万円以上の機器・設備を導入・修繕等する場合は、2者以上の業者から徴収した見積書等） ☐ 導入・修繕等する機器・設備の仕様が確認できるカタログ、図面等 ☐ 導入・修繕等する機器・設備の設置場所が分かる資料（住宅地図等） ☐ その他、市長が必要と認める資料（特に指示があった場合） 【本事業と同じ内容（経費）で他の補助金を申請している場合】 ☐ 交付申請書等の申請金額内訳が分かる書類（交付決定済みの場合は交付決定通知書の写し）
法人	☐ 法人を証する書類（定款等）

対象外経費の例

農業経営以外の用途に容易に供される汎用性の高い機器・設備の導入経費（運搬用トラック、パソコン、
フォークリフト等）

機器・設備設置場所外における地盤工事等の外構工事

Q & A

Q. 既に購入した機器・設備についても申請可能ですか？

A. 令和7年3月1日以降に購入したものであれば対象になります。

Q. 他の補助金を受けていても重複して申請できますか？

A. 重複申請は可能ですが、同じ補助対象事業で国等の別の補助金等の交付を受けようとする（又は、
受けた）場合の補助金の額は、次のうち最も低い額になります。

(1) 補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額に補助率を乗じた額

(2) 一補助対象者あたりの補助上限額
ただし、補助金によって併用不可の場合もあるため、併用先の補助金の要件を御確認ください。

Q. 修繕等とはどのような内容が含まれますか？

A. 既存の機器・設備に対する修理・修繕に加え、更新や、機能向上を伴う改良、追加導入
（台数増加）も対象とします。

Q. 実績報告書はいつまでに提出する必要がありますか？

A. 期限は令和8年2月27日ですが、機器・設備の購入が終わり次第速やかに（完了後30日以内）
ご提出ください。

申請先 問合せ先

ご不明な点は、最寄りの各農（林）業振興センターまでご相談ください。

北部農業振興センター

京都市北区紫野東御所町33-1

北区役所2階

Tel 075-366-2010 Fax 075-366-2453

担当区域 北区、上京区、左京区（花脊、広河原、久多地域
除く）、中京区、右京区（浜北地域除く）

南部農業振興センター

京都市伏見区鷹匠町39-2

伏見区役所3階

Tel 075-585-3202 Fax 075-574-7213

担当区域 東山区、山科区、下京区、南区、伏見区

南部農業振興センター洛西分室

京都市西京区大原野東境谷町二丁目1-2

西京区役所洛西支所2階

Tel 075-323-7321 Fax 075-323-7350

担当区域 西京区

京北・左京山間部農林業振興センター

京都市右京区京北周山町上寺田1-1

京北合同庁舎内

Tel 075-852-1817 Fax 075-852-1827

担当区域 右京区京北地域、左京区花脊・広河原・久多地域